

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人 善き牧者会（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事（常勤、非常勤）及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（2）報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。

（3）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額）

第4条 役員等に対する報酬等の額は、評議員会において決定し、報酬の額は別表に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会が開催された分を毎年12月および3月の年2回に分けて支給する。

（その他の出務）

第6条 役員等が理事会及び評議員会以外の会議への出席、監事監査、指導監査への立ち会い、または法人の業務のために出務した場合は、社会福祉法人善き牧者会旅費規程の定めに基づいて旅費を支給するほか、その他職務の遂行に必要な費用を要した場合は、その実費を支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日に遡り施行する。

この規程は令和5年12月20日から施行する。

この規程は令和8年4月1日に遡り施行する。

別表 役員等の報酬

(1) 理 事

理事会への出席 14,478円 (日額)

(2) 監 事

理事会への出席 14,478円 (日額)

(3) 評議員

評議員会への出席 14,478円 (日額)

注 釈

○支給は毎年12月に4月～12月分を3月に1月～3月分を支給。

○同日に連続開催される会議への出席の際は、1会議分のみ報酬を支給する。

○評議員会における理事・監事の参考人出席も報酬の対象となる。

○オンライン会議、文書回覧議決等の手段による理事会・評議員会等の開催でも、報酬が発生する。

○評議員選任・解任委員会は委員会規程より無報酬とする。

社会福祉法人善き牧者会旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人善き牧者会の理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）並びに本部事務局職員が、法人業務のため出張及び研修等（日帰りを含む）を行う場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 理事会、評議員会への出席に伴う交通費及び手当等は、すべて役員報酬に含まれるものとし、本規程に基づく旅費は支給しない。ただし第2条第7項に定める評議員選任・解任委員会への出席は除くものとする。

3 施設職員を兼務する者が法人業務として行う出張等の旅費については、原則実費を法人から支給する。ただし、宿泊を伴う出張における日当は、本規程に定める額（宿泊出張日当 1日5,000円）を支給する。

（旅費の種類および額）

第2条 本規程における旅費は、理事会及び評議員会以外の法人業務のための出張および会議等への出席に際し支給するものとし、その種類は交通費（実費）、宿泊料（実費）および宿泊出張日当とする。

2 理事会、評議員会への出席に伴う旅費の扱いについては、第1条第2項の定めによる。

3 同日に連続開催される会議への出席の際は、1会議分のみ旅費を支給する。

4 前項の規定にかかわらず、役員等（監事等を含む）が法人業務のため日帰りで研修会、監事監査、その他の法人業務に出席・従事したときは、移動に要した実費交通費（公共交通機関運賃、自家用車使用時の走行距離換算額、高速道路利用料等）を支給する。宿泊を伴わない研修等では日当は支給しない。

5 法人業務のため宿泊を伴う出張を行った場合は、以下のとおり支給する。

- （1）交通費： 移動に要した実費
- （2）宿泊料： 実際に要した実費（領収書等による）
- （3）宿泊出張日当： 1日につき 5,000円

6 オンライン会議等により理事会、評議員会以外の会議が開催された場合は、本規程に基づく旅費（交通費・日当）は支給しない。

7 ただし無報酬である評議員選任・解任委員が委員会に出席したときのみは会議の性格上、交通費（実費相当額）として1回につき 3, 0 0 0円を支給する。

（自家用車使用時の交通費算定）

第3条 自家用車を使用して日帰り研修、監事監査その他の法人業務に従事した場合の交通費は、移動距離（往復走行距離）1キロメートルにつき37円として算定した額を支給する。

2 前項の移動距離は、原則として自宅（または法人拠点）から目的地（会場）までの往復距離とし、Google マップ等の経路検索における最短（または最適）ルートの走行距離に基づき算出する。

3 業務上の必要により有料道路（高速道路等）を利用した場合は、第1項の額に実際にかかった利用料金（実費）を加算して支給する。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は平成20年4月1日から適用する。
2. この規程は平成23年4月1日から適用する。
3. この規程は平成24年6月1日から適用する。
4. この規程は令和3年3月25日に遡り適用する。
5. この規程は令和8年4月1日に遡り適用する。